2022 年 7 月 19 日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
大阪市北区茶屋町１９番１９号
阪急阪神リート投資法人
代表者名
執行役員　白木　義章
（コード番号：8977）
資産運用会社名
阪急阪神リート投信株式会社
代表者名
代表取締役社長　白木　義章
問合せ先
財務・ＩＲ部長　岡野　清隆
TEL. 06-6376-6823

規約の変更及び役員の選任に関するお知らせ

阪急阪神リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会におきまして、下記の規約の変更及び役員の選任について、2022年8月25日に開催される本投資法人の第12回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．規約変更の理由及び内容について

2019 年 7 月 4 日改正の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準及び適用指針を含みます。）の適用に伴い、資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです（現行規約第 32 条関係）。

（規約変更の詳細につきましては、添付「第 12 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

２．役員の選任について

執行役員白木義章、監督役員鈴木基史及び塩路広海から、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員 1 名（候補者：白木義章）及び監督役員 2 名（候補者：鈴木基史、塩路広海）の選任に関する議案を、本投資主総会に提出いたします。

また、執行役員、監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1 名（候補者：岡﨑豊茂）及び補欠監督役員 1 名（候補者：岡野秀章）の選任に関する議案を、本投資主総会に提出いたします。

（規約変更の詳細につきましては、添付「第 12 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

3．日程

2022 年 7 月 19 日　役員会にて本投資主総会提出議案を決議

2022 年 8 月 4 日　本投資主総会招集通知発送（予定）

2022 年 8 月 25 日　本投資主総会開催、規約変更及び役員選任議案を付議（予定）

以　上

＊本投資法人のウェブサイト　https://www.hankyuhanshinreit.co.jp/

＜添付資料＞

・参考資料　第 12 回投資主総会招集ご通知

2022年８月４日

投 資 主 各 位

大 阪 市 北 区 茶 屋 町 19 番 19 号
阪 急 阪 神 リ ー ト 投 資 法 人
執行役員　白　木　義　章

第12回投資主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第12回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、基本的な感染防止策の徹底にご協力お願い申し上げます。なお、本投資主総会に当日ご出席されない場合は、後記投資主総会参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2022年８月24日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第１項の規定に基づき、現行規約第15条第１項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」旨を定めております。

従いまして、本投資主総会に当日ご出席されず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意願います。

敬　具

記

１．日　　時：2022年８月25日（木曜日）午前10時

２．場　　所：大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル　４階　紫苑
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

第１号議案　規約一部変更の件
第２号議案　執行役員１名選任の件
第３号議案　補欠執行役員１名選任の件
第４号議案　監督役員２名選任の件
第５号議案　補欠監督役員１名選任の件

以　上

◎本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急阪神リート投信株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。

◎新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において感染拡大防止に向けた対応を行います。詳しくは後記「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人ウェブサイト（https://www.hankyuhanshinreit.co.jp/）に掲載いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方１名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎**突然の会場使用の制限等や今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期又は会場を変更する場合等がございます。また、運用状況報告会を中止する場合もございます。これらに関するお知らせを本投資法人のウェブサイト（https://www.hankyuhanshinreit.co.jp/）に掲載する場合がございますので、適時ご確認いただきますようお願い申し上げます。**

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に考え、会場での感染拡大防止にできる限り努めるべく、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

＜投資主様へのお願い＞

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することもできます。特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席は慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

＜来場される投資主様へのお願い＞

- **当日の会場では、来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員、役員候補者、補欠役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、例年よりも少ない座席数のご用意となり、充分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。**
- 役員、役員候補者、補欠役員候補者及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認の上、マスクを着用した状態で応対をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用の上で会場にご入場いただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、会場受付での体温測定へのご協力をお願い申し上げます。測定時に37.5℃以上の発熱がある投資主様や、咳などの症状その他体調不良と見受けられる投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮くださるようお願いすることもございます。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 上記の各対応により、受付の混雑が見込まれますので、余裕をもってお越しいただけますようお願い申し上げます。
- この他、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　規約一部変更の件

１．変更の理由

(1) 2019年７月４日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準及び適用指針を含みます。）の適用に伴い、資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです（現行規約第32条関係）。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
第１章　総　則 第１条～第４条　［条文省略］ 第２章　投資口 第５条～第８条　［条文省略］ 第３章　投資主総会 第９条～第17条　［条文省略］ 第４章　役員及び役員会 第18条～第26条　［条文省略］ 第５章　資産運用 第27条～第31条　［条文省略］ 第６章　資産評価 （資産評価の方法、基準、基準日） 第32条　　本投資法人の資産評価の方法は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。 (1)～(2)　　［条文省略］ (3) 第29条第３項に定める不動産対応証券当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、金融商品取引業協会等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には取得価額で評価することができるものとする。	第１章　総　則 第１条～第４条　［現行どおり］ 第２章　投資口 第５条～第８条　［現行どおり］ 第３章　投資主総会 第９条～第17条　［現行どおり］ 第４章　役員及び役員会 第18条～第26条　［現行どおり］ 第５章　資産運用 第27条～第31条　［現行どおり］ 第６章　資産評価 （資産評価の方法、基準、基準日） 第32条　　本投資法人の資産評価の方法は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。 (1)～(2)　　［現行どおり］ (3) 第29条第３項に定める不動産対応証券当該不動産対応証券が満期保有目的の債券に分類される場合には、取得原価をもって評価する。但し、当該債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価する。当該不動産対応証券がその他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。但し、市場価格のない場合には、取得原価をもって評価する。

現　行　規　約	変　更　案
(4) 第29条第４項第(3)号から第(11)号までに定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いるものとする。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を用いるものとする。	(4) 第29条第４項第(3)号から第(11)号までに定める有価証券 当該有価証券が満期保有目的の債券に分類される場合には、取得原価をもって評価し、その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。但し、市場価格のない場合には、取得原価をもって評価する。
(5)　［条文省略］	(5)　［現行どおり］
(6) 第29条第４項第(13)号に定めるデリバティブ取引に係る権利 金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引により生じる債権及び債務については、取得価額をもって評価する。以上にかかわらず、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップの特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を適用することができるものとする。	(6) 第29条第４項第(13)号に定めるデリバティブ取引に係る権利 デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、時価をもって評価する。但し、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップの特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を適用することができるものとする。

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
(7)～(8)　　［条文省略］ ２．～３．　　［条文省略］ 第33条　　［条文省略］ 第７章　借入れ及び投資法人債の発行 第34条　　［条文省略］ 第８章　計算 第35条～第36条　［条文省略］ 第９章　会計監査人 第37条～第39条　［条文省略］ 第10章　業務及び事務の委託 第40条～第42条　［条文省略］ （別紙）資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期 ［省略］	(7)～(8)　　［現行どおり］ ２．～３．　　［現行どおり］ 第33条　　［現行どおり］ 第７章　借入れ及び投資法人債の発行 第34条　　［現行どおり］ 第８章　計算 第35条～第36条　［現行どおり］ 第９章　会計監査人 第37条～第39条　［現行どおり］ 第10章　業務及び事務の委託 第40条～第42条　［現行どおり］ （別紙）資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期 ［現行どおり］

第２号議案　執行役員１名選任の件

執行役員白木義章から、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において執行役員１名の選任をお願いするものであります。なお、任期は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第99条第２項及び現行規約第20条第１項但し書の定めを適用し、就任する2022年８月25日より、選任後２年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。また、執行役員選任に関する本議案は、2022年７月19日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴
白木義章（しらき よしあき） （1956年10月７日）	1979年４月　阪急電鉄株式会社　入社 1991年４月　同　経理部財務企画課調査役 1995年６月　同　経営管理室調査役 2001年４月　同　グループ政策推進室調査役 2001年６月　株式会社阪急交通社　国際輸送事業本部企画室調査役 2002年６月　同　取締役兼執行役員社長室長 2004年５月　阪急リート投信株式会社（注１）　取締役（非常勤） 2004年６月　同　取締役業務管理部長 2006年10月　阪急リート投資法人（注２）　補欠執行役員 2006年12月　阪急リート投信株式会社（注１）　取締役業務部長 2007年４月　同　取締役 2011年４月　同　常務取締役 2012年６月　阪急リート投資法人（注２）　執行役員（現在） 2012年６月　阪急リート投信株式会社（注１）　代表取締役社長（現在）

（注１）阪急リート投信株式会社は、2018年４月１日付で「阪急阪神リート投信株式会社」に商号変更しています。

（注２）阪急リート投資法人は、2018年９月１日付で「阪急阪神リート投資法人」に商号変更しています。

・2022年５月31日現在、上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、累積投資制度を利用することにより69口所有しております。

・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急阪神リート投信株式会社の代表取締役社長であります。その他、上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

・本投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしています。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第３号議案　補欠執行役員１名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本投資主総会において補欠執行役員１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第２項本文の定めにより、第２号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

補欠執行役員選任に関する本議案は、2022年７月19日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴
岡　崎　豊　茂（おかざきとよしげ） （1965年５月23日）	1991年４月　安田信託銀行株式会社　入社 1999年３月　日本生命保険相互会社　入社 2000年７月　オリックス株式会社　入社 2004年４月　阪急電鉄株式会社　入社 2004年４月　阪急リート投信株式会社（注１） 2009年４月　阪急電鉄株式会社　不動産運用部調査役 2017年４月　阪急インベストメント・パートナーズ株式会社（注２） 常務取締役 2020年４月　阪急阪神リート投信株式会社　取締役 2022年４月　同　常務取締役（現在）

（注１）阪急リート投信株式会社は、2018年４月１日付で「阪急阪神リート投信株式会社」に商号変更しています。

（注２）阪急インベストメント・パートナーズ株式会社は、2018年４月１日付で「阪急阪神不動産投資顧問株式会社」に商号変更しています。

・2022年５月31日現在、上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、累積投資制度を利用することにより19口所有しております。

・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急阪神リート投信株式会社の常務取締役であります。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

・本投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしています。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

・上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第４号議案　監督役員２名選任の件

監督役員鈴木基史及び塩路広海から、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において監督役員２名の選任をお願いするものであります。なお、任期は、現行規約第20条第１項但し書の定めを適用し、就任する2022年８月25日より、選任後２年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴
1	鈴木基史（すずき もとふみ） （1950年１月28日）	1973年４月　監査法人朝日会計社（現　有限責任あずさ監査法人）入社 1977年３月　公認会計士登録 1977年６月　税理士登録 1982年７月　鈴木公認会計士事務所開設（現在） 2006年４月　甲南大学会計大学院教授 2007年３月　アーバンライフ株式会社　社外監査役 2010年８月　阪急リート投資法人(注)　補欠監督役員 2016年９月　同　監督役員（現在）
2	塩路広海（しおじ ひろうみ） （1957年１月28日）	1987年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） 浅岡法律事務所（現　浅岡・瀧法律会計事務所）入所 1991年４月　塩路法律事務所設立 2007年６月　株式会社立花エレテック　社外監査役 2009年４月　大阪弁護士会副会長 2012年４月　大阪府コンプライアンス委員 2015年６月　株式会社フジシールインターナショナル　社外取締役（現在） 2016年９月　阪急リート投資法人(注)　補欠監督役員 2020年８月　阪急阪神リート投資法人　監督役員（現在） 2021年12月　弁護士法人塩路総合法律事務所　代表社員（現在） 2022年６月　株式会社立花エレテック　社外取締役（監査等委員）（現在）

（注）阪急リート投資法人は、2018年９月１日付で「阪急阪神リート投資法人」に商号変更しています。

・上記監督役員候補者両名は、本投資法人の投資口を所有しておりません。

・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
・上記監督役員候補者鈴木基史は、鈴木公認会計士事務所の所長であります。
・上記監督役員候補者塩路広海は、弁護士法人塩路総合法律事務所の代表社員であります。
・本投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしています。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第５号議案　補欠監督役員１名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本投資主総会において補欠監督役員１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第２項本文の定めにより、第４号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴
岡　野　秀　章（おか の ひで あき） （1969年５月19日）	1993年10月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 1997年４月　公認会計士登録 1998年８月　大阪瓦斯株式会社　入社 2008年５月　税理士登録 2008年７月　岡野公認会計士事務所開設（現在） 2008年12月　SHO-BI株式会社（現　粧美堂株式会社）　社外監査役 2013年４月　学校法人修成学園修成建設専門学校　監事（現在） 2015年12月　SHO-BI株式会社（現　粧美堂株式会社）　社外取締役（監査等委員）（現在）

・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。

・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

・上記補欠監督役員候補者は、岡野公認会計士事務所の所長であります。

・本投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしています。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

・上記補欠監督役員候補者については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投信法第93条第１項及び現行規約第15条第１項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第１号議案から第５号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以　上

投資主総会会場ご案内図

【会　場】　　大阪市北区茶屋町19番19号
　　ホテル阪急インターナショナル　４階　紫苑

【電　話】　　06－6377－2100（ホテル代表番号）

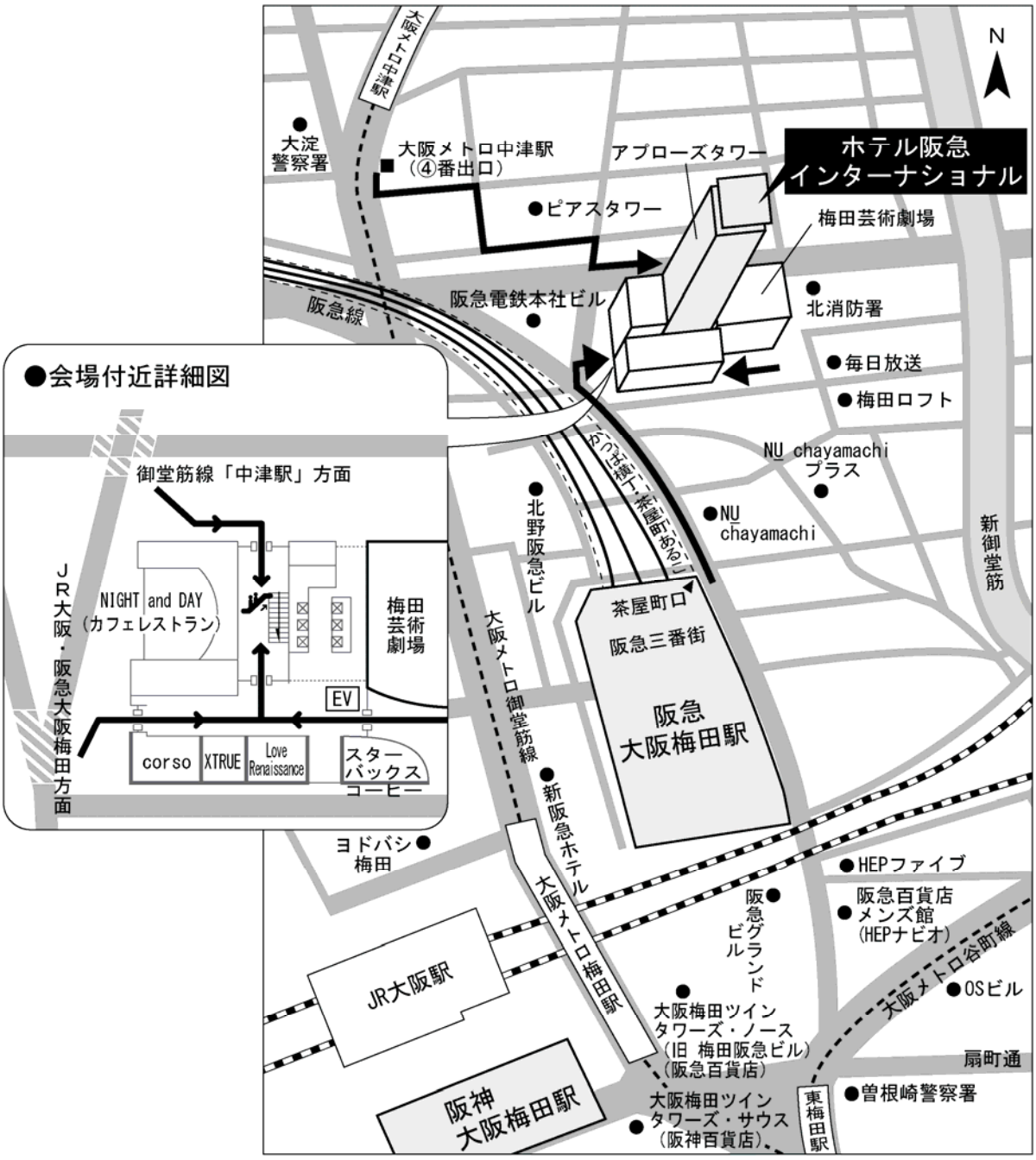

【交　通】

阪急大阪梅田駅茶屋町口より徒歩約６分
大阪メトロ御堂筋線中津駅④番出口より徒歩約５分
ＪＲ大阪駅より徒歩約10分
阪神大阪梅田駅より徒歩約15分

お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、予めご了承願います。